

令和4年度 第4回練馬区介護保険運営協議会 会議要録	
日時	令和4年7月26日(火) 午後6時から午後7時30分
場所	WEB会議システムによるオンライン開催
出席者	<p>(委員24名)</p> <p>市川会長、内藤会長代理、岩月委員、江幡委員、腰高委員、嶋村委員、関委員、高橋委員、竹中委員、横山委員、寺嶋委員、大羽委員、長谷川(和)委員、岩瀬委員、出頭委員、福島委員、高原委員、中村委員、加藤(雄)委員、長谷川(泰)委員、永沼委員、齋藤委員、加藤(均)委員、青木委員</p> <p>(区幹事5名)</p> <p>高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、介護保険課長、地域医療課長</p>
傍聴者	2名
議題	<p>(1) 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について</p> <p>(2) 高齢者基礎調査等について</p> <p>(3) 特別養護老人ホームの開設について</p> <p>(4) 都市型軽費老人ホームの開設について</p> <p>(5) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設について</p> <p>(6) 看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について</p> <p>(7) その他</p>
資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・委員名簿</li> <li>・資料1 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6~8年度)の策定について(たたき台)</li> <li>・資料2 第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6~8年度)国の検討状況について(令和4年6月末時点)</li> <li>・資料3 高齢者基礎調査 調査項目(たたき台)</li> <li>・資料4 特別養護老人ホームの開設について</li> <li>・資料5 都市型軽費老人ホームの開設について</li> <li>・資料6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設について</li> <li>・資料7 看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について</li> <li>[参考]</li> <li>・参考1 練馬の介護保険状況について</li> <li>・参考2 高齢者の生活ガイド</li> </ul>

## 1 開会

### 【会長】

ただ今より、第4回練馬区介護保険運営協議会を開催します。委員の出席状況、傍聴者の状況の報告および配付資料の確認を事務局からお願いします。

### 【事務局】

<委員の出席状況の報告、傍聴者の状況の報告、配付資料の確認>

### 【会長】

医療従事者の選出区分で委員に変更がありました。委員よりひと言をお願いします。

### 【委員】

<委員就任の挨拶>

## 2 議題

### 【会長】

案件に入る前に、前回の第3回介護保険運営協議会で挙げた質問について、各課長から説明をお願いします。

### 【高齢者支援課長】

高齢者みんな健康プロジェクトに係る個人情報の提供についてです。後期高齢者医療広域連合からの医療・介護に関する個人情報の提供先として、委託する区市町村以外の団体は対象とされていませんでした。なお、区市町村から保健師等の専門職を擁した外部団体にこの事業を委託する場合には情報を提供する可能性はありますが、練馬区ではこれらの専門職を直接雇用して実施していることから、外部への個人情報の提供は困難です。シルバー人材センターから会員に健診結果の提出を促していただくことも会員の健康状態を把握する取組を進めていくひとつの方法だと思います。

### 【高齢社会対策課長】

区立デイサービスセンターと同一建物内に居住している高齢者が、建物内のデイサービスセンターにどの程度通っているかとの質問についてです。全9か所中7か所が集合住宅の1階にあり、その利用者は537人、うち同一建物から通われている方は12人で約2%と分かりました。

前回、区立デイサービスの在り方について、委員の皆様にご意見を伺ったところですが、民営化した場合の要件等は調査中のため、検討内容を報告できる段階ではありませんので、次回以降ご報告させていただきたいと思います。

また、区民向け介護基礎研修の参加者属性、実施内容および受講後の介護従事者養成研修への参加状況についてです。介護基礎研修は、介護に対する理解を深めるとともに、介護職として働くことの魅力を伝え、人材の裾野を広げることを目的に、令和3年度は3回実施し、受講者は計80名、男女比は3:7

で多くは高齢者の方でした。受講後に介護従事者養成研修に申し込んだ方は7名でした。

【会長】

これをもって回答とさせていただきます。

では、案件(1)「第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下、「第9期計画」という。)の策定について」、資料1を高齢社会対策課長から、資料2をサーベイリサーチセンターからお願いいたします。

【高齢社会対策課長】

<資料1 「第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6～8年度)の策定について(たたき台)」の説明>

【委託事業者】

<資料2 「第9期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(令和6～8年度) 国の検討状況について(令和4年6月末時点)」の説明>

【会長】

資料1の6ページにある「検討の視点」に関連する話ですが、高齢者福祉においては従来の介護保険制度では対応できない幅広い課題、複合的な地域課題があると思います。その1つに高齢者の生活困窮世帯の増加があります。高齢者福祉の視点から貧困問題は切り離せない状況にあると思います。地域包括支援センターでは、高齢者の貧困の状況をどのように把握されているのでしょうか。お答えできることがあれば、出頭委員、お願いします。

【委員】

貧困世帯は以前から問題になっており、コロナ禍で顕著になってきた事例が多くあります。例えば、コロナ禍により月収が20万円から10万円となり、認知症の奥様の介護保険サービスを減らさなければならなかった事例や、ワーキングプアの問題として、40代後半の息子が働いているが、母親が病気になった時に貯蓄が無い事例等が挙げられます。また、コロナで仕事がなくなった方が、年金暮らしの親元で暮らすようになり、経済的虐待につながるといった課題もあります。

その他、地域包括支援センターが最も困っているのは、ケアマネジャー不足です。現在、区内には、ハートページから算出すると554人のケアマネジャーがいます。それぞれが40件のケアプランを受け持った場合、22,160人分のケアプランを作成できますが、令和4年1月時点で要介護認定者は36,450人であり、もうすでにケアマネジャーが足りない状況にあるのではないかと思います。また、第8期計画の推計では、令和3年度の要支援者は8,935人、令和4年度の要支援者は9,113人となっています。地域包括支援センター全25か所で、予防ケアプランの作成者が各2人で2,000人分、3人の職員が15件ずつ作成しても1,125人分、計3,125人分しか予防ケアプランを作成することができません。このままでは地域包括支援センターがプランセンター化し、地域包括支援センターの役割を果たしていけなくなると感じています。国の試算では、ケアマネジャーの平均年齢は50代後半となっており、あと10年で多くの職員が定年退職してしまうのではないかと感じています。

#### 【会長】

新型コロナの影響を受けた世帯への特例貸付の高齢者の割合や、高齢者の貧困について社会福祉協議会としてどのように感じているかなど、お答えできることがあれば、大羽委員、お願いします。

#### 【委員】

コロナの影響で経済が低迷し、生活福祉資金特例貸付については、練馬区では5月までで申請件数は約3.4万件、貸付金額は推計129億円となっています。全国の貸付件数のうち65歳以上は22%と聞いており、練馬区に当てはめると、高齢者への貸付は、7,534件で約28億円となります。コロナにより社会経済活動が縮小したことで、高齢者の生活に影響が生じていることが読み取れます。また、制度開始直後には現役世代の方の申請が多くありましたが、最近は外国人と高齢者の申請が多く、コロナ禍が長引くことで、課題が顕在化したと思われまます。

社会福祉協議会では生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口を区から受託しており、令和3年度の65歳以上の相談は311人となっています。最多の相談内容は収入・生活費の260人、次いで家賃・ローン支払いが188人、以下、病気・健康・障害、住まいと続きます。コロナ禍以前は何とかやりくりしてきたが、生活が困窮し、課題が顕在化するケースが目立ってきています。

具体的事例として、50歳男性がコロナの影響で離職となり無収入、要介護3の80歳父親の年金収入で暮らすが、債務があり、家賃の支払いも滞り、父親に適切な介護保険サービスを提供できないという状況がありました。現在支援を継続しています。

社会福祉協議会としては、このような各種相談を受け入れながら地域包括支援センターをはじめとする関係機関と連携し、まずは制度利用で直面する問題の解決を目指しつつ、当人が継続して地域で暮らし、居場所や人とのつながりを確保できるように支援を続けたいと思います。

#### 【会長】

ヤングケアラーも社会問題となっています。練馬区でも、6月に区立小中学校の児童生徒や学校、関係機関などを対象に実態調査を実施し、現在集計中とのことです。結果が出ましたら、この協議会でも情報提供をしてください。

介護支援専門員の方は、家族のケアを担っている子どもがいると感じたことがありますでしょうか。その場合、どのように対応されているでしょうか。お答えできることがあれば、永沼委員、お願いします。

#### 【委員】

令和4年3月に日本総合研究所から調査研究報告書が出ていますが、ヤングケアラーの定義に該当する人達の、自分がヤングケアラーだと感じている割合は低くなっています。私自身も、自分がヤングケアラーだと分かっている子どもと、周りから見てヤングケアラーだと思う子どもに相違があると感じています。

50～60歳代の癌のターミナルケアでは、中高生のお子さんがケアをしているケースによく遭遇します。ケアプランを立てる際、母親が子どもと接する時間を長く欲しいので、食事介助は娘さんにケアしてもらおうというプランを立てることもあります。

また、要介護認定の申請した時に、すでに高校生が学校を退学し、家族の生活援助を行っていた事例がありました。家族も誰にケアを相談していいか分からない状況のようでした。結局、地域包括支援セ

ンターから、ケアマネジャーに相談をということで紹介を受けましたが、ケアマネジャーが相談を受けても、介護保険制度の説明をしたり、窓口の紹介をすることしかできません。その子は後2か月で18歳になる時期で、区に相談しましたが、18歳になったら支援できないという制度の状況もあり、また、本人が困ったと相談してこなければ、手を差し伸べることはできないと言われました。ケアマネジャーもヤングケアラーがいるという認識を持ち、知識を高める必要はありますが、アウトリーチをしたとしても、どこに繋がればいいのか不明なため、地域包括支援センターや区には区内のどこの相談先に繋がればいいのか明確にしていきたいと思います。

**【会長】**

すべてをこの協議会で議論することではないと思いますが、現状を理解していただくために重点的に報告をお願いしたところです。まず、生活困窮の議論で何かご意見はありますか。

介護だけを切り取って議論するのか、生活全体を見て、中心は介護だけれどもどう生活支援を関連付けるのか。8050問題も出てきており、これはまさにその問題であります。

**【委員】**

小規模多機能型居宅介護は介護保険制度の中で家族支援ができるサービスと位置付けられています。ヤングケアラー問題、生活困窮問題においても、社会福祉協議会と一緒に活動させていただいています。小規模多機能型居宅介護の役割を関係の皆様ともう一度見直していただきながら、区内の小規模多機能型居宅介護事業所が努力を重ね、制度上のメリットを区民、ケアマネジャー、地域包括支援センターの皆さんに活かしていただけるようにすべきだと思います。そういう意味での支援をいただければと思います。

**【会長】**

他にご意見はありますか。

**【委員】**

光が丘地区は練馬区の中で最も高齢化が進んでおり、65歳以上が50%を超えているマンションが相当数あります。賃貸マンションの自治会については、会長が亡くなると会自体が解散に追い込まれる事例もあり、今後も続出しかねない状況です。同じ状況が、3年後、5年後に練馬区全体で出てくると思います。今後の高齢者の問題を考えた時に、生活の中での介護を考えていかなければならないと思います。今回の説明をお聞きしても、解決策があるのか、無いに等しいのではないかと思うのが正直なところです。

**【会長】**

生活困窮の議論は、今後も継続していくべきだと思います。

先程、委員のお話にあったケアマネジャーの不足について、区の意見をお願いします。

**【高齢社会対策課長】**

現在、直接処遇の介護人材不足が注目され、処遇改善加算の制度化やコロナ禍における事業継続支援が行われているところです。ケアマネジャー不足については、国の制度と大きく関わることで、福祉人

材対策の中でどう対応できるのか、近隣の自治体とも意見交換をしながら検討する必要があると思っており、課題として受け止めたいと考えています。

【会長】

ケアマネジャーの不足については、表面化し始めています。検討課題として取り上げるか相談していただきたいと思います。なお、ケアマネジャー不足に対応できるのは行政だけではないので、練馬区介護サービス事業者連絡協議会と連携することも考慮してはいかがでしょうか。他業種への流出をとどめ、介護分野内でスキルアップを含め動いていただける仕組みや、アイデンティティーを持てるような仕組みも今後考えていかなければならないと思います。社会福祉事業団の福島委員いかがでしょうか。

【委員】

地域包括支援センターにおけるケアマネジャーの不足はもちろん、居宅介護支援事業所における不足も深刻となっています。介護保険事業を進めていくにあたりケアマネジャーの存在は中核に位置すると認識していますが、現状では募集を行っても全く応募がない状況が続いています。かつては介護職の中でステップアップを目指す職でありましたが、国が直接処遇の職に対して様々な給与面での支援を続けてきたこともあり、法人内でも直接処遇の職員とケアマネジャーの待遇差があり、ケアマネジャーの不足や魅力の点でも影響が出てしまっています。

【会長】

内藤会長代理は、厚生労働省の介護人材支援の調査研究事業に携わっておられますが、いかがでしょうか。

【会長代理】

ケアマネジャー不足に関しては、受験資格の厳格化により受験生が減ったことが大きな要因だと思います。また、以前は介護職のキャリアアップとして最後はケアマネジャーを目指すのが基本路線だったのですが、介護職の処遇改善が進み、介護職のままの方が待遇が良いという逆転現象が起こっているのも一因だと思います。

新しい人材の獲得も大切ですが、カスタマーハラスメントへの対応への支援など、辞めないようにする取組も大事なのではと思います。

【会長】

ケアマネジャーへのバックアップシステムが弱かったと思います。各個人に任せてしまっていることを見直し、支える仕組みを作っていないとケアマネジャーが矢面に立ってしまいます。また、虐待問題に対応していると危険な場面に遭遇することもあります。組織としてケアマネジャーを守っていくことを考える機会があると良いと思います。

【委員】

練馬区には主任介護支援専門員協議会（CMAN）という団体があり、主任ケアマネジャーが新人ケアマネジャーを育てるシステムを作っています。実際に、カスタマーハラスメントは多く、初任者が離職する大きな原因の一つとなっています。仲間意識を持ち、しっかり支えていくことを進めているとこ

るです。

全国的にみて、居宅介護支援事業所のケアマネジャーになる方は非常に少なくなっており、施設のケアマネジャーとして就職し、事業所に守られた環境の中で決められたケアプランを立てていく方が多くなっています。ケアマネジャー個人が矢面に立たないように守っていくシステムづくりを事業所としても行わなければなりませんし、区にもバックアップをお願いしたいと思います。

#### 【会長】

このような人材の問題については、第9期計画の作成に向け議論しても良いと思います。

必要があったときには、資料を提出していただき、議論を高めていきたいと思います。

ひとり暮らしの方への支援体制は、セーフティーネットの問題でもあり、区では孤独・孤立の対応を施策の検討の視点に入れているので、次回にでもテーマを絞って議論をしていくことも必要かと思えます。

#### 【高齢者支援課長】

ひとり暮らし高齢者の見守りについて、1つご説明させていただきます。高齢者のご自宅において1日に何度も使用する箇所、例えばトイレの照明やドア等にセンサーを設置し、1日に1度もセンサーの反応が無かったときに異常と検知され、ご家族に連絡が届く民間のサービスが登場しています。区では高齢者在宅生活あんしん事業により、緊急通報システムの導入等を進めてきましたが、民間のサービスも広がってきていることもあり、今年の9月から、民間の見守りサービスのご紹介を行う取組を開始いたします。

#### 【会長】

そのサービスを使用できない方や緊急連絡先がない人も想定されます。一人で困っている方をどう発見していくかということを取り入れることが必要ではないかと思えます。コロナ禍でますます孤立している方が増えています。その数値は、はっきりと捉え、行政だけではなく全体でどう取り組んでいくかという議論になると思います。

医療従事者の方にお伺いします。診察される方の中で、一人で生活されていて心配な方はいらっしゃいませんか。

#### 【委員】

独居の方は整形外科にはあまり来院されませんが、介護により家を離れられない介護者が、整形外科の手術を受けられずに、通院を続けている事例は見受けられます。

ケアマネジャーは、大変な仕事をされています。今後は社会的な地位の向上、素晴らしい仕事をしているということを周知徹底し、それに見合う報酬を支払うシステムの構築が大切だと思います。

#### 【会長】

他にご質問、ご意見はありますか。

では、案件(2)「高齢者基礎調査等」について、高齢社会対策課長より説明をお願いします。

【高齢社会対策課長】

<資料3 「高齢者基礎調査 調査項目（たたき台）」の説明>

【会長】

ご質問、ご意見はありますか。

【委員】

資料3の「該当する調査」の欄についてです。 高齢者一般調査から 介護予防・日常生活圏域二一ズ調査までありますが、それぞれの対象はどのような方でしょうか。また、調査対象者が調査票に直接記入するのでしょうか。

【高齢社会対策課長】

各調査の調査対象は、資料1の9ページ「調査対象」に記載しています。調査対象者の方々に直接お答えいただく形式ですが、調査 要支援・要介護認定者調査と 特別養護老人ホーム入所待機者調査については、介護者に対する設問も含まれていて、要支援や要介護の方は介護者と一緒に記入いただくケースが多いと思います。

【委員】

前回調査では、練馬区介護サービス事業者連絡協議会の人材創出部会において、調査項目作成時に意見を聞き取っていただいた経緯があります。高齢者の生活を最も近くで支え、多くの情報を持つ介護保険事業者に、調査項目に関して意見を聴取いただく機会を提供いただきたいです。

具体的には、家族介護者と高齢者本人が答える項目、それぞれ答えやすさや、質問の趣旨が変わる箇所があると思います。意見交換も合わせてさせていただきよう要望します。

社会福祉協議会の生活困窮者支援事業の委員をさせていただいています。社会福祉協議会では、生活困窮や高齢者の実態等の統計をととても丁寧に取られています。練馬区全体の総数の中から生活サポートセンターに相談に行く件数等、全体性と相談に来た個別性が一元的にクロスマッチしながらデータで見ていくことや、社会福祉協議会の統計とリンクするような調査項目の設定も可能だと感じています。

介護人材の不足や、特別養護老人ホームが今までとは違うペースで整備されることも含めて、データに基づいた議論が必要になると思います。介護人材は、自宅近隣での就労希望が圧倒的に多いことがデータで分かっています。区内の中での地域差や、新規に特別養護老人ホームが開設した場合のその地域の介護人材がどのように推移するかということも、今後データを基に議論し、介護人材対策やその目標・戦略を作り上げる必要があると思います。そのような観点で一緒に考えさせていただきたいと思います。

【会長】

社会福祉協議会の生活困窮者支援事業のデータとも関連付けて調査項目を起こしてはどうか等、いくつか意見がでました。今後、検討いただけますか。

【高齢施策担当部長】

区の調査だけでなく他の調査結果も含めて、計画に反映できればと思っています。日頃から実際に高齢者の生活を支えている事業所の方々の意見は大切だと考えており、意見を受け止めながら進めていき



たいと思います。具体的にどう進めていくかについては検討させていただきます。

【会長】

時間の制約もあり、すべて対応できる訳ではありませんのでご理解ください。組織内でご議論いただければと思います。

【会長】

案件(3)「特別養護老人ホームの開設について」、案件(4)「都市型軽費老人ホームの開設について」を合わせて高齢社会対策課長から、案件(5)「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設について」、案件(6)「看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設について」を合わせて介護保険課長から説明をお願いします。

【高齢社会対策課長】

<資料4 「特別養護老人ホームの開設について」、資料5 「都市型軽費老人ホームの開設について」の説明>

【介護保険課長】

<資料6 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の開設について」、資料7 「看護小規模多機能型居宅介護事業所等の開設について」の説明>

【会長】

ご質問、ご意見はありますか。

【委員】

5、6年程前に、練馬区内でショートステイの特別養護老人ホームへの転用があり、利用実態が少ないことを理由に都と協議を行ったと記憶しています。そのような経緯がある中、今回ショートステイが併設された特別養護老人ホームが整備されることに疑問を感じています。特別養護老人ホームの1割をショートステイとして整備するルールを踏襲するのではなく、細部まで検討する必要があると感じています。

特別養護老人ホームや介護老人保健施設、介護療養型医療施設といった施設サービスに、住宅型の有料老人ホーム、グループホーム、サービス付き高齢者住宅といった一般の方が老人ホームとお考えの施設を合わせると、1万人が使用できる状況にあります。ケアマネジャー等の人材不足とのバランスが取れるような、施設整備のあり方について建設的な議論をお願いしたいと思います。

【会長】

施設全体のあり方については今後の検討とさせていただきます。

では、案件(7)その他について、報告事項等がありましたらお願いします。

【介護保険課長】

<参考1 「練馬の介護保険状況について」の説明>

### 3 閉会

【会長】

次回日程等について、事務局よりお願いします。

【事務局】

< 次回の開催予定の連絡 >

【会長】

本日は様々な議論をいただきありがとうございました。今までの介護保険の中での議論では収まりにくい現状もありますので、この協議会で少しずつ議論を進めていることを、区長にもお伝えし、考えをお聞きになってください。

【高齢施策担当部長】

会長からのお話があったとおり、高齢分野だけでは収まらない大きな問題、複合的な課題もございます。第8期計画には記載がなくても、早急な対応が必要なことも多くあろうかと思えます。皆さんの意見を伺いながら、しっかりと対応していきたいと思えますし、区長にも幅広い課題があることを含め報告させていただきたく思います。本日はありがとうございました。

【会長】

これもちまして、第4回練馬区介護保険運営協議会を閉会いたします。